

現 行	改 正 後
Ⅱ．認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 （新設） （新設） （新設） （新設）	Ⅱ．認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１２ 障害者への対応 Ⅱ－３－１２－１ 意義 <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、認可特定保険業者はこれを遵守する必要がある。</u> Ⅱ－３－１２－２ 主な着眼点 <u>障害者への対応に当たって、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年金融庁告示第 3 号）の各規定に則った適切な対応を実施しているか。</u> <u>また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。</u> Ⅱ－３－１２－３ 監督手法・対応 <u>日常の監督事務や、障害者からの苦情等を通じて把握された認可特定保険業者における障害者への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。</u> <u>また、内部管理態勢の整備状況に問題が認められる場合には、必要に応じ、報告（改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 272 条の 22 に基づく報告を含む。）を求めることを通じて、認可特定保険業者における自主的な改善状況を把握することとする。</u>